



平成25年 5月22日

大仙市議会議長 鎌田 正 様

請願者 (代表)

住所 大仙市北楯岡字小路袋 253-3

氏名 秋田循環資源協同組合

理事長 佐々木 正光

紹介議員 090-3128-5004

住所 大仙市上川字上野51

氏名 武田 隆

紹介議員

住所 大仙市四ツ屋字新屋敷58

氏名 見玉裕一

紹介議員

住所

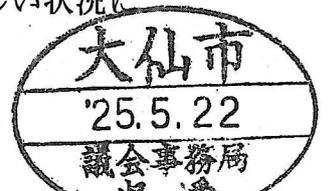
氏名

「下水道の整備に伴う一般廃棄物等の合理化に関する特別措置法」  
に関する請願書

日頃より私ども一般廃棄物収集運搬事業へのご理解とご協力に深く感謝申し上げます。当会には昭和41年に、これらの清掃事業を始めて早や45年以上になった事業所・組合員もおります。この間、昭和50年制定の「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(合特法という。補足資料 1/9～3/9 他)は下水道の整備等が進んでも、し尿の汲み取りが最後の一軒まで水洗化されるまで責任ある業務遂行の為に「事業者の経営継続と安定とを確保すべく、市町村によるあらゆる支援」を定めたものであります。私どもは燃料費の高騰等、東日本大震災等の影響も甚大で、此処に至って開業以来もっとも厳しい経済状態に直面して、最早自助努力によって乗り越えることが困難との判断に至り、合特法の目的や制定の主旨にのっとり、速やかな法に基づいた市による支援と合理化事業の実施を要望するものであります。

1、 秋田循環資源協同組合の設立と取り組み

- ① 当組合の設立はし尿汲み取り事業の業務量の著しい減少は下水道事業の導入等の影響に因るもので、死活的経済状態となって久しい状況に



対処すべく設立したものです。組合員は旧仙北西部および旧大曲周辺地域の小規模事業者で組織されており、住民への環境、とりわけ衛生的な生活の確保の要でもある生し尿の業務量の急激な落ち込みの為、全く汲み取りがない日、数件だけの日など、日常作業の継続が困難な状況になって来ております。これらを少しでも軽減すべく小規模事業者が一致団結して市民の衛生的環境の維持に貢献しもって経済的安定に資する為のものであります。

(資料：その1 秋田循環資源協同組合の説明)

2、 要望内容として、合特法（昭和50年5月23日施行 法律第31号、衛環第120号 四六通知）に基づき転換業務等の要望事項等を速やかに検討・実施されたい。(優先順位に従って)

- ①、各事業所の該当地域の清掃関連の発注事業が他地域の事業所に渡ることの無いように注視して暫時、複年随意契約とされたい。
- ②、大仙美郷クリーンセンター使用料の残り50%の早期廃止（おおよそ3ヶ月以内）。50%は平成19年に減額を実施済。
- ③、4月1日施行となる「小型家電リサイクル」で指定されている携帯電話などの市が回収すべき小型家電（資料：その2、補足資料 3/9～9/9）の回収事業の当組合への委託及び認定事業者となる為の遊休施設（旧西仙北西中学校）の無償貸与（おおよそ3ヶ月以内）大仙エコタウン（仮称）構想の策定と具現化。
- ④、冬季の除排雪業務など早期転換業務の洗い出しと発注（資料：その3）
- ⑤、大仙美郷クリーンセンター（し尿処理場、リサイクルセンター等の委託など代替業務一覧の早期転換業務の実施（資料：その4）
- ⑥、合理化事業計画の策定と速やかな実施、導入。（資料 その5）

3、 その他

当組合及び組合員の存続・発展の為の事業への全庁規模での、指導・協力体制の構築と実施。

以上。

「下水道の整備に伴う一般廃棄物等の合理化に関する特別措置法」  
に関する請願者一覧

秋田循環資源協同組合

理事長 秋田県大仙市刈和野175番地1  
佐々木興業株式会社  
代表取締役 佐々木 正 光



副理事長 秋田県大仙市南外字悪戸野168番地  
南外衛生社  
代 表 伊 藤 和 夫



理 事 秋田県大仙市神宮寺字中瀬古川敷44番地1  
有限会社神岡衛生社  
取 締 役 村 上 則 夫



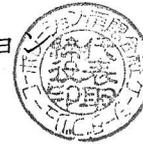
理 事 秋田県大仙市協和荒川字川前1番地5  
協和衛生興業  
代 表 進 藤 行 見



理 事 秋田県大仙市長野字新山46番地の1  
有限会社中仙衛生社  
代表取締役 小 畑 義 正



理 事 秋田県大仙市北檜岡字小路袋253番地の3  
有限会社ケーシーダブリューコーポレーション  
取締役 高橋恵美



理 事 秋田県大仙市協和境字苧谷沢43番地  
株式会社小田嶋産業  
代表取締役 小田嶋 美 光

